

成年後見制度のご利用については、 中核機関にご相談ください！

四国中央市では、成年後見制度の利用を希望する市民の方々の、身近な相談窓口として「**中核機関**」を設置しています。

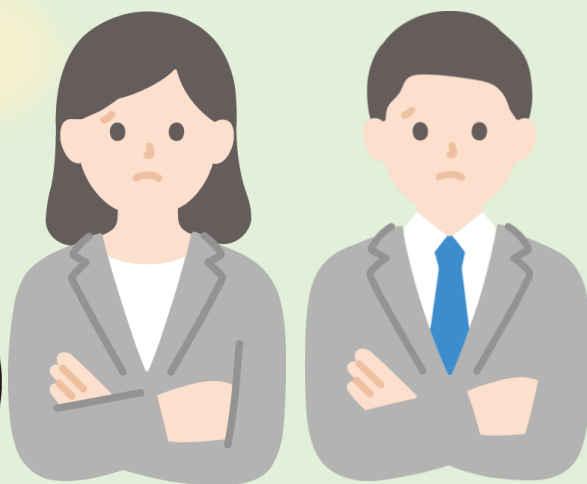
<(福)四国中央市社会福祉協議会に運営を委託>

成年後見制度の具体的な内容を、利用者やご家族に説明してほしい。

支援の中で
こんなお困りごと
ありませんか？

家族や知人等から金銭搾取されたり、悪徳業者に騙されている方がいる。

契約・手続き・金銭管理ができず生活が破綻しそうな方がいる。



(支援者・関係者)

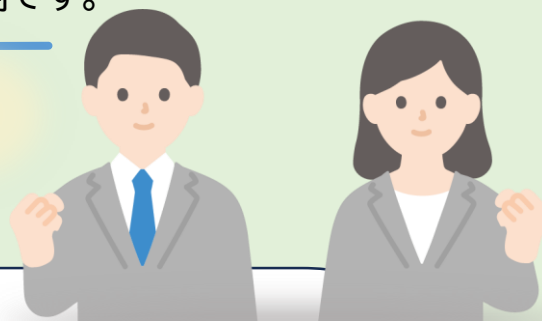
身寄りがなく判断能力が不十分な方をどう支援すればよいか悩んでいる。

成年後見制度は、判断能力が不十分なお本人の権利や財産を守り、その方の意思を尊重した支援をする仕組みです。
判断能力が衰えてから利用する**法定後見制度**と、将来の安心のために今から備える**任意後見制度**があります。



相談窓口は裏面をチェック！

中核機関とは、認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が十分ではない人の権利や財産を守り、住み慣れた地域で自分らしく暮らせる地域づくりを目指して、権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関です。



中核機関の5つの役割

1

広報・啓発

・成年後見制度や権利擁護に関する講演会などを開催し、市民の皆様や関係機関の方々に広く情報発信します。ご依頼があれば、出前講座も行います。お気軽にお問い合わせください。

2

相談支援

・市民の皆様やご家族に加え、関係者等からも権利擁護支援や成年後見制度に関する相談をお受けします。成年後見制度だけでなく様々な権利擁護支援のコーディネートを行います。

3

利用促進

・成年後見制度等の申立に関わる相談及び支援を行います。
・ご本人の状況に合った後見人等候補者の職種について助言し、必要に応じて適切な候補者を裁判所に推薦します。
・市民後見人の養成及び活躍支援やフォローアップを行います。

4

後見人等支援

・後見業務を担うご親族や専門職の方からの相談をお受けし、支援チームの構築や関係機関との連携をサポートします。

5

地域連携ネットワークの推進

・市民の皆様の権利擁護や成年後見制度の利用が円滑に行えるように、弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門家や、行政、医療、福祉、裁判所等の関係機関の連携をコーディネートします。

お問い合わせ・ご相談はこちらへ(相談無料)

(福)四国中央市社会福祉協議会 成年後見サポートセンター
(中核機関コーディネーター)

TEL(0896)28-6101 FAX (0896)23-7044
〒799-0404 四国中央市三島宮川4丁目6番55号 四国中央市福祉会館
受付時間 8:30~17:15(土日・祝日・年末年始はお休み)